

諮問番号：令和7年度諮問第22号
答申番号：令和7年度答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年1月10日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、本件処分に係る申請を令和4年10月25日に行っていたのであり、同時点において審査請求人が法第6条第2項の「要保護者」に該当することは明らかであったのであるから、同日より審査請求人に対し生活扶助が支給されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、生活保護の申請日（以下「本件当初申請日」という。）である令和4年10月25日より生活扶助が支給されるべきであることを本件審査請求の趣旨としていることから、本件処分の変更を求めているものと解される。しかしながら、審査庁は、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれにも当たらないため、処分（事実上の行為を除く）についての審査請求に理由がある場合であっても、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消すにとどまり、当該処分の変更をすることはできない。また、法

令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分全部又は一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときであっても、当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずることや、審査庁において当該処分をすることはできない。したがって、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、本件処分全部又は一部を取り消すべきものか否かの範囲に限り、判断することとする。

- (2) 審査請求人が令和4年12月26日に行った敷金等及び家賃の扶助に係る申請（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁は、敷金等、令和5年1月分日割家賃及び同年2月分家賃を一時扶助として支給するとともに、審査請求人が新住居に居住した同年1月12日以降の生活扶助及び冬季加算を日割支給する本件処分を行ったことが認められる。
- (3) まず、処分庁が令和5年1月12日以降の生活扶助及び冬季加算を日割支給としたことについて検討する。

審査請求人は、本件当初申請日である令和4年10月25日時点において「要保護者」に該当することが明らかである以上、ホームレスであることを理由として保護を行わなかったことは違法かつ不当なものであり、同日より生活扶助が行われるべきである旨主張する。

法第30条第1項及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問2-16答のとおり、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとされており、テントや段ボールハウス等は、仮に将来における起居の期待性がある等その居住関係が相当程度安定している場合であっても、居住地とすることはできず、テントや段ボールハウス等で起居している状態のまま現所在地保護を行うことも適当ではないこととされている。

また、問答集問7-13答のとおり、月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定について、実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきであるとされている。

本件についてみると、①令和4年10月25日、処分庁は、審査請求人から本件当初申請書を受理したこと、②処分庁は、審査請求人が処分庁所管区域内の公園等で寝泊まりしており住所不定であることから、居宅が確保できないまま生活扶助を支給することはできないため、審査請求人に生活困窮者一時生活支援事業（以下「支援事業」という。）の利用を勧めたこと、③令和4年10月31日、審査請求人が同事業の利用を申請し、同日から利用を開始したこと、④処分庁は、審査請求人に対し、令和4年11月1日から医療単給による保護を開始したこと、⑤処分庁は、審査請求人が令和5年1月12日から新住居の賃貸借契約を締結し同住所に居住

することを確認したため、同日以降の生活扶助及び地区別冬季加算を日割計算により支給する決定を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は令和4年10月31日から令和5年1月11日までの間、支援事業を利用して〇〇〇〇〇（以下「Aホテル」という。）で宿泊等の便宜を受けていたが、同月12日より住居に入居することとなり、この報告を受けた処分庁は、同日を始期とする賃貸借契約が締結されていることを確認したうえで、令和5年1月分保護費にかかる同日以降の日割による生活扶助及び冬季加算を支給する決定を行ったことが認められ、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第1章及び問答集問7-13答に照らし、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

また、審査請求人は、本件当初申請日である令和4年10月25日時点では住所不定であり、居宅の設定ができる状態になかったことから、同日から生活扶助を支給しなかった処分庁の判断は、法第30条第1項及び問答集問2-16答に照らして不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（4）次に、敷金等及び家賃の支給について検討する。

保護の基準別表第3の2のとおり、処分庁の所管区域内の本件処分時における1人世帯の住宅扶助の限度額は42,000円とされており、保護の基準別表第3の2、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）オ、同第7の4（1）キ及び生活保護法による住宅扶助（敷金等）の特例的取扱いについて（平成22年5月13日社援保発0513第1号課長通知。（以下「平成22年課長通知」という。））のとおり、住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合に、特例的取扱いを適用した敷金等の限度額は、218,400円とされている。

本件についてみると、①令和4年12月26日、処分庁は、審査請求人から敷金等及び家賃の支給を求める申請書並びに新住居の賃貸借契約に係る重要事項説明書及び決済金明細等（以下「重要事項説明書等」という。）を受理したこと、②令和5年1月6日、処分庁は、新住居入居に係る敷金等並びに令和5年1月分日割り及び同年2月分の家賃について、重要事項説明書等に記載された必要額を支給額と決定し、同年1月10日付けで審査請求人に通知したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の敷金等及び家賃の支給申請に対し、重要事項説明書等に記載された費用を支給額として決定しており、本件処分に取り消すまでの瑕疵は認められない。

(5) したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分に係る判断を左右するものではないが、以下付言する。

ア 敷金等の適用条項について

処分庁は、「1. 転居理由」のうち、「宿所提供施設等からの住居設定」との事実を敷金等の支給決定の理由としていることから、局長通知第7の4(1)カ及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問30に定める、転居に際し、敷金等を必要とする場合の要件のうち、「6 宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合」に該当していることを判断の根拠としたものと推察される。

処分庁は、審査請求人が住居の賃貸借契約を締結したことにより居宅が確保できることを確認したことから本件処分を行ったのであるから、局長通知第7の4(1)キ及び課長通知第7問77に定める、「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」の要件に該当するかについて判断すべきところ、処分庁の判断の過程には疑義が残る。

しかし、前述のとおり、処分庁は、審査請求人の敷金等及び家賃の支給申請時に提出された重要事項説明書等に記載された費用と同額を支給額として決定しており、審査請求人に不利益となるものとは認められないことから、本件処分を取り消すほどの瑕疵とは認められないものの、処分庁は、被保護者が不利益を被ることがないように、被保護者の状況に照らし、判断の根拠となる法令及び条項等を正確に適用し、支給要件に該当するか判断することが望まれる。

イ 理由付記について

処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令等の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件処分通知書には、いかなる事実についてどのように法規等を適用して本件処分が行われたかについての記載がない。

本件では、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書には、本件処分において、令和5年1月分の生活扶助を支給しているにもかかわらず、その理由が一切記載され

ていない。また、本件処分において支給決定した各扶助を認定するに至った事実及び当該事実に対し、法令等のいかなる文言をどのように適用し、本件処分に至ったかについて、記載自体から分かるよう明示すべきであったが、本件処分通知書において、根拠となる法令等、事実及びその適用関係が記載されていないため、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分を行ったかを具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年10月	1日	諮問の受付
令和7年10月	3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月17日 口頭意見陳述申立期限：10月17日
令和7年11月	27日	第1回審議
令和7年12月	24日	第2回審議
令和8年	1月6日	審査庁に対し回答の求め(回答：令和8年1月8日付 け社援第3124号)
令和8年	1月26日	第3回審議
令和8年	2月24日	第4回審議
令和8年	3月13日	第5回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

- (3) 法第30条第1項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（中略）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と定めている。
- (4) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、11月から3月までの間は、地区別冬季加算額を算定することとされている。なお、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は経過的加算額を含め76,420円、地区別冬季加算額は2,630円である。
- (5) 保護の基準別表第3の1は、住宅扶助の基準額につき、審査請求人世帯の所在する地域の級地区分（1級地）の家賃、間代、地代等の額（月額）は13,000円以内と定め、別表第3の2は、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。
- (6) 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の認定について（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成27年局長通知」という。）において、処分庁の所管区域内の本件処分時における1人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は42,000円と記されている。
- (7) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第6は、他法他施策の活用として、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」と記している。

なお、次官通知は地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (8) 局長通知第7の4（1）オは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情により

やむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(中略)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と記しており、「次に掲げる率」として、世帯人員が1人の場合は「1.3」と記している。

(9) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。」と記している。

(10) 局長通知第7の4(1)キは、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。)」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

(11) 課長通知第7問30は、「局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、18の項目を列挙しており、その6は、「宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合」と記している。

(12) 課長通知第7問77は、「局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。1 居宅生活ができると認められること。2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。」と記している。

(13) 平成22年課長通知は、「(前略)[局長通知](中略)第7の4の(1)のカおよびキにいう「オに定める額に3を乗じて得た額」を「オに定める額に4を乗じて得た額」とする。」と記しており、平成22年課長通知の敷金等の特例的取扱いを適用した場合の支給上限額は、218,400円である。

(14) 問答集第6柱書は、他法他施策の活用について、「生活保護実施上い

ゆる他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助については、最低生活保障の基底である生活保護制度の発動以前にまずその活用を図らなければならないという趣旨で、「保護の補足性」から当然に由来する考え方である。すなわち、法第4条第1項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」には、これらの他法他施策に基づく給付及び扶助が当然に含まれると解されるから、それらが「利用し得る」ものである限りそれを「活用する」ことは、保護を受給する前提となるのである。」と記している。

(15) 問答集問2-16答は、「テントや段ボールハウス等で起居している者に対し、住所がないことを理由に申請を拒むことはできない。しかし、テントや段ボールハウス等は、仮に将来における起居の期待性がある等その居住関係が相当程度安定している場合であっても、居住地とすることはできない。また、テントや段ボールハウス等で起居している状態のまま現在地保護を行うことも適当ではない。」と記している。

(16) 問答集問7-13答は、月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定について、「実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。」と記している。

(17) 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）第1条による改正前の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項は、「この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。」と定め、同項第1号は、「一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業」と定めている。なお、同項中「生活困窮者一時生活支援事業」は改正法により「生活困窮者居住支援事業」へと改められ、この施行期日は令和7年4月1日である。

(18) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第7条は、「法〔生活困窮者自立支援法〕第3条第6項第1号に規定する厚生労働省令で定める期間は、3月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、6月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。」と定めている。

(19) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。）第11条第1項は、「(前略) 本体となる施設（中略）と一体的に

運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（中略）を設置することができる。」と定め、豊中市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年豊中市条例第33号。）第12条も同様の定めを置いている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和4年10月25日、審査請求人は処分庁に来庁し保護申請を行った。翌日26日、処分庁は審査請求人と面談し、保護申請に至る事実関係を聞き取った。審査請求人は高校卒業後実家に居住しながら職を転々としていたが、令和4年9月下旬に両親と喧嘩になり、実家を出て約1か月間野宿し生活していたとのことであった。処分庁は支援事業の利用を勧奨したが、審査請求人は拒否した。処分庁は審査請求人に対し、同月28日午前、同月31日午前に来所し担当CWと面談するよう指導した。
- (2) 10月27日、処分庁は審査請求人が寝泊まりしていると申告を受けた公園を巡回したが、不在であった。
- (3) 10月28日、審査請求人が来庁したため、処分庁より再度支援事業の利用を勧奨したが、審査請求人は支援事業の利用を再度拒否した。
- (4) 10月31日、処分庁は審査請求人の来庁に合わせ検診命令を発出するとともに、審査請求人が支援事業を利用する意向を示したことから制度説明の上申請書を交付し、申請を受理した。審査請求人は同日夕刻医療機関を受診した上で、同日夜よりAホテルに宿泊することとなった。
- (5) 11月1日付けで、処分庁は審査請求人の保護開始を決定した。なお、審査請求人は支援事業を利用しており、宿泊費、食費については宿泊先のAホテルにて無償で賄われているが、審査請求人に不眠等の体調不良がみられたため、医療機関受診の必要があるとして医療単給での支給となった。
- (6) 11月14日より、審査請求人は宿泊先のAホテルから転居することを希望するようになった。複数回の相談のうえ、審査請求人は12月26日に居住予定物件の重要事項説明書等を提出し、敷金・家賃の住居費、寝具、被服費、家具什器費、暖房器具について給付を申請した（本件申請）。
- (7) 令和5年1月4日付けで、処分庁は審査請求人に対し、被服費14,300円、寝具代20,300円、家具什器費30,600円、暖房器具代23,000円、敷金等169,200円、日割家賃69,096円を支給する意思決定を行った。
- (8) 1月10日付けで、処分庁は本件処分を行った。保護決定通知書の内容については「1. 保護の決定内容、認定年月及び決定した理由」として「内容

変更」「認定年月日 令和5年1月1日」分について「決定した理由 追給額は随時で支給します。敷金等認定 日割家賃の認定(令和5年1月分)2月分家賃の認定」と、「認定年月日 令和5年1月12日」分について「冬季加算の認定」と記載されていた。「決定内容」については「生活扶助 51,000円」「冬季加算 2,630円」。「一時扶助」として「被服等 14,300円 布団新20,300円 什 一〔什器一般〕30,600円 什 特〔什器特別〕23,000円 敷金等 169,200円 住宅他 27,096円〔日割家賃〕 住宅他 42,000円〔家賃月額〕」の合計326,496円であった。

- (9) 令和5年4月9日、審査請求人は、上記保護費は令和4年10月25日の申請日に遡及して支給されるべきであるとして、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、本件当初申請日である令和4年10月25日より生活扶助が支給されるべきであることを本件審査請求の趣旨としていることから、本件処分の変更を主に求めているものと解される。

しかし、本件において、審査庁である大阪府知事は、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれにも当たらないため、仮に本件審査請求に理由がある場合であっても、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消すにとどまり、当該処分の変更をすることはできない。また、法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときであっても、当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずることや、審査庁において当該処分をすることはできない。したがって、当審査会は、本件審査請求に対する判断として、本件処分の全部又は一部を取り消すべきものか否かの範囲に限り、行うものである。

- (2) 審査請求人が令和4年12月26日に行った本件申請に対し、処分庁は、敷金等、令和5年1月分日割家賃及び同年2月分家賃を一時扶助として支給するとともに、審査請求人が新住居に居住した同年1月12日以降の生活扶助及び冬季加算を日割支給する本件処分を行ったことが認められる。

- (3) まず、処分庁が令和5年1月12日以降の生活扶助及び冬季加算を日割支給としたことについて検討する。

審査請求人は、本件当初申請日である令和4年10月25日時点において「要保護者」に該当することが明らかである以上、野宿生活を行っていることを理由として保護を行わなかったことは違法かつ不当なものであり、同日より生活扶助が行われるべきである旨主張する。

法第30条第1項及び問答集問2-16答のとおり、生活扶助は、被保

護者の居宅において行うものとされており、テントや段ボールハウス等は、仮に将来における起居の期待性がある等その居住関係が相当程度安定している場合であっても、居住地とすることはできず、テントや段ボールハウス等で起居している状態のまま現在地保護を行うことも適当ではないこととされている。

また、問答集問7-13答のとおり、月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定について、実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきであるとされている。

本件についてみると、①令和4年10月25日、処分庁は、審査請求人から本件当初申請書を受理したこと、②処分庁は、審査請求人が処分庁所管区域内の公園等で寝泊まりしており住所不定であることから、居宅が確保できないまま生活扶助を支給することはできないため、審査請求人に支援事業の利用を勧めたこと、③令和4年10月31日、審査請求人が同事業の利用を申請し、同日から利用を開始したこと、④処分庁は、審査請求人に対し、令和4年11月1日から医療単給による保護を開始したこと、⑤処分庁は、審査請求人が令和5年1月12日から新住居の賃貸借契約を締結し同住所に居住することを確認したため、本件申請に対し同日以降の生活扶助及び地区別冬季加算を日割計算により支給する決定を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は令和4年10月31日から令和5年1月11日までの間、次官通知第6等という他法他施策の一種である支援事業を利用してAホテルで宿泊等の便宜を受けていたが、同月12日より住宅を借入れ入居することとなったこと、この報告を受けた処分庁は、同日を始期とする賃貸借契約が締結されていることを確認したうえで、令和5年1月分保護費にかかる同日以降の日割による生活扶助及び冬季加算を支給する決定を行ったことが認められ、保護の基準別表第1第1章及び問答集問7-13答に照らし、違算はなく、その判断及び手続に誤りは認められない。

また、審査請求人は、本件当初申請日である令和4年10月25日時点では住所不定であり、居宅の設定ができる状態になかったことから、同日から生活扶助を支給しなかった処分庁の判断は、法第30条第1項及び問答集問2-16答に照らして不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 次に、敷金等及び家賃の支給について検討する。

保護の基準別表第3の2のとおり、処分庁の所管区域内の本件処分時における1人世帯の住宅扶助の限度額は42,000円とされており、局長

通知第7の4(1)オ、同カ及び平成22年課長通知のとおり、住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合に、特例的取扱いを適用した敷金等の限度額は、218,400円とされている。

本件についてみると、①令和4年12月26日、処分庁は、審査請求人から敷金等及び家賃の支給を求める申請書(本件申請書)並びに重要事項説明書等を受理したこと、②令和5年1月6日、処分庁は、新住居入居に係る敷金等並びに令和5年1月分日割り及び同年2月分の家賃について、重要事項説明書等に記載された必要額を支給額と決定し、同月10日付けで本件処分を行ったことが認められる。

局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と定めており、審査請求人が支援事業による住まいから自ら賃借する住宅に転居するという本件事案においては、処分庁が当該規定に該当するとして敷金等の支給を行ったことについて特段の問題はなく、また、その額についても実費を認定しているから「必要な額」として違算はない。したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の上記判断を左右するものではないが、以下付言する。

ア 敷金等の適用条項について

審査庁は、処分庁が局長通知第7の4(1)カの解釈である課長通知第7問30答6が、「局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の例示として「宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合」を挙げていることから、当該規定を判断の根拠として本件処分を行ったものと推察されるところとした上で、「〔審査〕請求人が住居の賃貸借契約を締結したことにより居宅が確保できることを確認したことから本件処分を行ったのであるから、局長通知第7の4(1)キ(中略)に定める「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」の要件に該当するかについて判断すべきところ、処分庁の判断の過程には疑義が残る」とする。

この点、厚生労働省社会・援護局保護課は、局長通知第7の4(1)の解

釈に係る当審査会からの照会に対し、支援事業による居住については、一般的に将来にわたる居住が期待できるものではなく、原則、法における現在地での保護に該当するものと捉えるべきものと考えられるから、局長通知第7の4(1)キの「安定した住居のない」場合に該当するものと考えられるが、個別事案に照らし、例えば支援事業における居住がその本来の期間を超え、ある程度永続化するような事情があればその限りではない旨回答している。

したがって、本件のような場合においては明確に局長通知第7の4(1)カの適用が排除されるわけではない。

審査庁は、処分庁が根拠とした規定の適用について疑義を呈しつつも、具体的にどのような点において問題があるのかについて何ら示していない。処分庁が審査庁の裁決に拘束されることを踏まえると、審査庁がこのように疑義を抽象的な記載にとどめることは、処分庁の混乱を招きかねないものであるから、審査庁は今後処分庁の判断に疑義があるとする際は、その根拠を具体的かつ明確に示すこととされたい。

イ 理由付記について

処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令等の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件処分通知書には、根拠法の記載のほか、生活扶助額、一時扶助額について詳細な内訳とともに記載されているが、根拠法とともに適用される通知等及びその適用に関する記載がなく、また、いかなる事実関係に基づいてそのような決定（内容）に至ったのかについてすらまったく記載されていないと評価できるものであって、判例が処分理由提示義務規定について一般的に求める理由提示の程度をみたまものとは到底言い難いものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、いかなる事実関係に基づきいかなる法規等を適用して処分を行ったかを具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員

重本 達哉